

全国災害時保健師等チーム協議会	資料 1
令和 8 年 6 月 30 日	

保健師等チーム活動要領骨子案について

全国災害時保健師等チーム協議会（令和 8 年 6 月 3 0 日）

厚生労働省 健康・生活衛生局
健康課 保健指導室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ⅰ.今後の協議会の進め方

今後の協議会の進め方

全国災害時保健師等チーム協議会

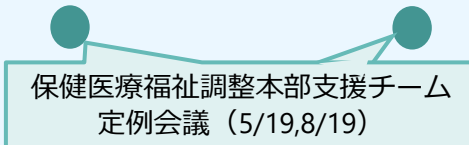
1. 設置目的

大規模災害の発生に備え、被災都道府県及び被災市区町村に対する迅速な支援・協力体制を確立するため、災害時における保健師等チームの広域応援派遣の運用及び災害時の保健師等チームの活動等について協議する場として、一般財団法人日本公衆衛生協会に全国災害時保健師等チーム協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 協議事項

- (1) 災害時における保健師等チームの広域応援派遣の体制整備に係る事項
- (2) 災害時における保健師等チームの役割、活動及び運用に係る事項
- (3) 保健師等チームの人材育成に係る事項
- (4) 保健師等チームと保健医療福祉活動チームの関係及び保健師等チームとDHEAT等の関係のあり方に係る事項
- (5) その他必要な事項

▼今後のスケジュール（予定）

	令和 8 年度												令和 9 年度～
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
協議会													※次年度協議会へ
	第1回 6/30（オンライン） 活動要領骨子案の検討		第 2 回10/15（対面） 活動要領の内容の検討				第 3 回2/2（オンライン） ※検討中						
活動要領	骨子案作成		内容の作成・修正					発出準備		発 出			
（参考）保健医療福祉活動チームに関する動き													

2. 保健師等チーム活動要領の構成案について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

保健師等チーム活動要領の構成案について

保健師等チーム活動要領の構成案は以下のとおり。

1 概要

(1) 保健師等チームの活動の概要

1) 保健師等チームとは 2) 本要領における用語の定義 3) 保健師等チームの活動の基本

2 災害時における対応

派遣			受援		
応援派遣調整	保健師等チームの活動	派遣元による 後方支援	応援派遣要請	応援派遣元との調整	応援派遣及び活動の調整
ア 応援派遣に係る調整 被災都道府県の応援派遣要請後～各都道府県への調整 イ 応援派遣先の決定 応援派遣先の決定～被災都道府県への連絡、派遣元都道府県と被災都道府県との調整	ア 共通事項 イ 個別支援 避難者個人を対象としそれぞれの健康状況等に応じた個別的な支援 ウ 集団生活支援 集団を対象とし環境や生活状況等に応じた予防的介入及び支援	—	ア 受援ニーズの把握 被災状況に関する情報収集～対応課題のとりまとめ イ 応援派遣要請の決定 要請内容及び要請先の決定～配置計画立案	ア オリエンテーション 活動開始にむけた派遣元都道府県及び保健師等チームへの説明 イ 活動期間中の保健師等チームへの情報提供 被害状況、保健医療福祉ニーズ等	ア 活動実態の把握 受援状況のモニタリング イ 応援要請等の見直し 活動実態を踏まえた応援派遣要請の必要性まで含めた見直し ウ 活動の終結 保健師等チームからの活動の引き継ぎ

3 平時における体制整備

(1) 初動体制の策定

1) 派遣・受援調整窓口の設置 2) 応援派遣計画票等の策定
3) 災害規模に応じた受援想定の設定 4) 受援に向けた情報収集、管理及び共有

(2) 研修・訓練の実施

(3) 資機材の確保

1) 資機材の準備 2) 資機材の管理

4 全国災害時保健師等チーム協議会

5 その他（費用と補償等）

1) 費用 2) 公務災害補償の取扱い 3) 個人情報の取扱い

3. 主な協議事項について

協議事項の論点

① 保健師等チームの活動の基本

② 保健師等チームの活動

協議事項の論点 1

- ・ 活動要領に新たに以下の事項を追加することについてご意見をいただきたい。

1	保健師等チームの活動の基本（第1 第1章第3節）
	① 保健師等チームの活動の終結について、活動の基本に記載してはどうか。 ② 保健師等チームの終結までの活動期間の目安をどう考えるか。 ③ 発災月の1か月以降は、1か月単位で応援派遣要請及び派遣調整をすることとしてはどうか。
2	保健師等チームの活動（第2 第1章第2節）
	① 保健師等チームの専門的な視点として、被災自治体と共に、変化する状況の分析・二次的健康被害の予測を行い、予防活動を計画・実施すること、計画・実施に当たっては、被災自治体の統括保健師や関係機関、他の保健医療福祉活動チームと連携・調整しながら行うこととしてはどうか。 ② 1つの市町村に対し同時に複数の保健師等チームが派遣された場合に、当該複数のチームの中でとりまとめ役（とりまとめチーム）を決めることとしてはどうか。

フェーズに応じた保健師等チームの活動

(2) 保健師等チームの役割の再整理

		フェーズ0 初動体制の確立 (概ね災害発生後24時間以内)	フェーズ1 緊急対策 ー生命・安全の確保ー (概ね災害発生後72時間以内)
		災害モードへの切り替え	
		●各フェーズで対応できなかった事項については引き続き次フェーズで実施する	
地域の概況		人的被害・建物倒壊・水道や交通等インフラの不全	余震・被害の全容把握・避難者の増加・生活用品の不足
ニーズ	医療	◎傷病者の急増 ◎救命救急 ◎広域搬送	◎医療機能の低下 (治療・病床数・従事者・医薬品) ◎DMATの交代・他の医療チームの派遣 ◎救護所の設置・運営
	保健	◎生活環境の悪化 ◎深部静脈血栓症(DVT) ◎避難所の設置・運営	◎サービスの低下(水・従事者・各種解決手段) ◎感染症の流行 ◎熱中症 ◎歯科・口腔衛生 ◎メンタルヘルス ◎サービスの低下 ◎保健医療活動チームの受援
	福祉	◎避難行動要支援者の避難 ◎サービスの低下(施設・従事者)	◎福祉避難所の設置 ◎サービスの低下
保健医療活動チーム等の例		・DMAT ・日本赤十字社	・DHEAT ・DPAT ・JMAT ・その他医療チーム

- ・保健師等チームは主にフェーズ2から活動を開始する。
- ・フェーズ3には、他の保健医療福祉活動チームの撤退に伴い、「保健師等チーム」と「こころのケアチーム」が主の支援チームとなる。
- ・フェーズ4に移行すると、保健師等チームから「保健師等の中長期派遣」、「保健師等の新たな雇用」に切り替わる。

フェーズ2 応急対策 ー生活の安定ー (避難所対策が中心の時期)	フェーズ3 応急対策 ー生活の安定ー (避難所から概ね仮設住宅入居までの期間)	フェーズ4 復旧・復興対策期 ー人生の再建・地域の再建ー (仮設住宅対策や新しいコミュニティづくりが中心の時期)	フェーズ5-1 復興支援期・前期 ー復興住宅に移行するまでー (コミュニティの再構築と地域との融合)	フェーズ5-2 復興支援期・後期 ー新たなまちづくりー
保健師等チームの主な活動時期				
避難所の利用者・退出者の増減・ニーズの顕在化	避難者の移動・コミュニティの崩壊・格差の顕在化	復興・復旧対策の実施		
◎救護所の運営 ◎巡回診療	◎医療機能の回復 ◎地域医療への移行			
◎食生活・栄養の偏り ◎生活不活発病 ◎慢性疾患の治療継続	◎保健医療活動チームの配置・調整・会議開催 ◎メンタルヘルス ◎孤立	◎コミュニティ再生 ◎ソーシャルキャピタルの醸成		
◎福祉避難所の運営	◎サービス調整			
・保健師等チーム ・JDA-DAT	・こころのケアチーム ・JRAT ・JDAT	・保健師等の中長期派遣 ・保健師等の新たな雇用		

リエゾン保健師による保健・医療・福祉関係の派遣職員等の活動終了に向けた調整（ロードマップの作成支援）について（広島県の事例）

広島県災害時公衆衛生活動マニュアル（保健師編）において、リエゾン保健師の活動内容として、保健・医療・福祉関係の派遣職員等の活動終了に向けての調整（ロードマップの作成支援）が示されており、**県（保健所）保健師が、被災した管内市町村の災害支援及び通常業務の再開に向けた中長期的な伴走支援をすることが位置付けられている。**

リエゾン保健師

- ・ 各保健所が管轄する市町への派遣を想定。
- ・ 被災市町に配置し、被災市町からの情報収集や保健活動拠点となる市町保健センター等と現地保健医療福祉調整本部（保健所に設置）との連絡調整、被災市町の統括的役割をもつ保健師を支援し、特に市町における保健師の指揮調整業務への支援を行う。

リエゾン保健師の主な活動内容（一部抜粋）

フェーズ 0 初動体制の確立 （発災から24時間以内）	フェーズ 1 緊急対策 （発災から72時間以内）	フェーズ 2 応急対策 （概ね4日目から1、2週間まで）
・ 災害・危機管理モードへの業務体制を変更するための助言 ・ 職員が情報共有できるための環境整備 ・ 情報収集と災害の規模を想定した、公衆衛生活動の方針決定を支援 ・ 被災者の健康管理に必要な物品の準備確認	・ 応援派遣保健師の要請に係る意思決定支援 ・ 保健医療福祉活動チーム要請の調整 ・ 派遣受け入れに向けた環境調整、情報提供と情報整理 ・ 避難所支援及び家庭訪問支援等の検討 ・ 被災市町の負担軽減に向けた配慮	・ 保健医療福祉活動チームの活動調整及び情報収集、還元 ・ 避難所支援から家庭訪問への支援内容変更に向けての調整、準備 ・ 応援派遣者・職員の健康管理 ・ 避難所支援及び家庭訪問支援等の検討 ・ 保健・医療・福祉関係の派遣職員等の活動終了に向けての調整（ロードマップの作成支援）

研究の背景と目的

- ・災害時、住民の生命と安全の確保を図り、二次健康被害を防止するため、保健師は被災地の最前線において保健活動に従事する。一方、災害後、自治体の機能の低下が生じた場合は、他都市の保健師等チームの派遣要請を行うが、近年、このような派遣を要する規模の災害が頻発する傾向にある。
- ・災害時の保健活動は、住民個々の健康管理にとどまらず、避難先の環境整備、感染症対策、多様な支援チーム間の調整、予防啓発、統括保健師の補佐等、多岐にわたるが、このような保健活動の特性を踏まえた、**保健活動二ーズの把握や、評価のための枠組みは未整備**である。



災害時の保健活動の二ーズ把握や評価の可視化及び保健活動評価モデルの構築並びに災害時の保健活動から、平時の保健活動へのシームレスな移行の推進を図る。

研究成果予定

■被災自治体の保健活動評価指標の開発

- ・保健師等チームの**派遣継続の必要性を評価**
 - **定量的評価指標**
(災害発生後フェーズごとの保健師等チーム数、避難者数、健康相談件数等)
- ・被災地の自立度、地域ネットワークの**機能回復度を評価**
 - **定性的評価指標**
(被災地自治体職員の状況、ソーシャルキャピタルの状況等)

■応援要請の**終結**や**中長期派遣**及び**平時の保健活動への移行の目安を判断**するための**指標**等の作成

■派遣活動**終了の判断**を支援する**チェックリスト・意思決定フロー**の作成

■**平時活動への移行**と**活動終了に向けた支援方法の提言**

保健師等チームの活動終結に係る活動要領（案）

活動要領に記載する文案は以下のとおり。

◆ 活動要領（案）

第1 第1章第3節 保健師等チームの活動の基本

- ア 各班の活動期間は5日程度を標準とするが、必要に応じ、応援派遣を行う都道府県（以下「応援派遣元都道府県」という。）と被災都道府県との間で協議の上、設定できるものとする。なお、活動期間は、災害対応活動を行う期間のみを指し、被災都道府県又は被災市区町村との往復に必要な期間（以下「移動日」という。）は含まない。
- イ 各班は、活動期間及び移動日において、交通状況、ライフラインの障害その他のあらゆる状況を想定し、交通・通信手段、宿泊、日常生活等について自立して行動する。
- ウ **保健師等チームの活動の終了については、被災都道府県が、応援派遣による体制から当該都道府県内での支援体制への移行の見通し等を踏まえて決定する。なお、保健師等チーム及び被災自治体の双方が、応援派遣が終了することを見据え、復旧・復興状況や他チームの活動状況等を踏まえつつ、早期から活動終結の時期について協議を開始すること。また、活動終結に向けた段階的な業務移管の協議も行うこと。**

※ 令和8年度厚生労働科学研究費補助金「災害時の保健活動のアセスメント等に必要な情報の把握・分析・活用を通じた活動評価モデル構築のための研究」（研究代表者：奥田博子）の成果は、令和9年度以降活動要領へ反映していくことを予定している。

（現行）災害時の保健師等チーム広域応援派遣調整要領

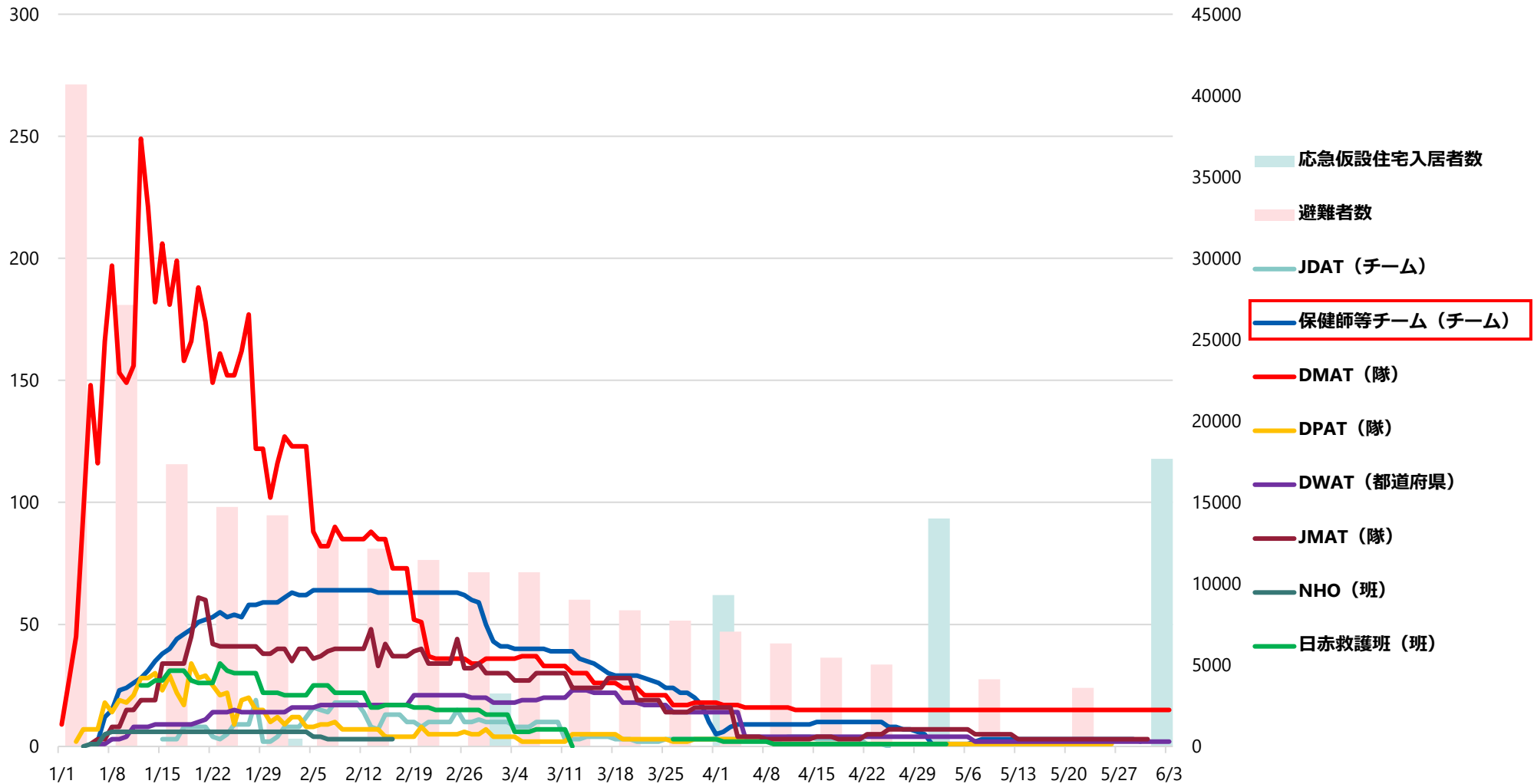
（6）活動の終結

- ア 被災都道府県は、応援派遣による体制から当該都道府県内での支援体制への移行の見通しを立て、応援要請の終了時期を判断する。被災都道府県は、応援要請後、本庁や保健所等の職員のみで対応できる体制が確保されると見込まれる場合、厚生労働省及び応援派遣元都道府県にその旨を連絡する。
- イ 厚生労働省は、アによる応援派遣の終結を全国知事会や総務省等の関係機関に情報提供する。

能登半島地震における保健医療福祉活動チームの推移

(2) 保健師等チームの役割の再整理

チーム・隊・班等による集計 + 応急仮設住宅・避難者数



出典：厚生労働省（令和6年石川県能登地方を震源とする地震による被害状況等について）

日本看護協会（令和6年の登坂等地震関連情報）

石川県（復旧・復興の状況報告）

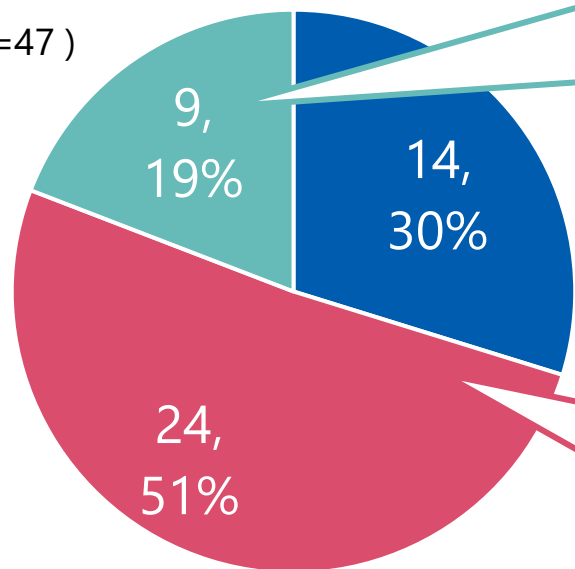
保健師等チームの計画的な派遣調整について

災害発生時派遣要請を受けた場合、都道府県において3ヶ月間の派遣計画の策定が可能かについて、「できる」と回答した自治体は3割、「条件による」と回答した自治体は5割であった。

■ 派遣計画（3ヶ月分）の策定の可否

【都道府県】

(n=47)



■ できる ■ 条件による ■ 困難

【困難】と回答する理由：9自治体、20%

- ・判断しかねるが、3か月想定して計画し、実際は1か月半などの短いスパンはありかもしれない。
- ・派遣中の通常業務に支障がある。
- ・人員不足。
- ・チーム編成の見込みが立たない。

【条件による】と回答する理由：24自治体、52%

- ・被災地との距離、交通事情、等
- ・派遣の時期
- ・DHEATと保健師派遣の調整
- ・市町村の派遣協力 等
- ・中長期派遣は職員の家庭の事情等の配慮も必要
- ・若手保健師が多く、自立して活動できる保健師の確保困難

(参考) 活動期間の目安に関する記載

災害時に応援派遣を行う職員や専門職の活動期間に関する記載として、以下のようなものがある。

✓ 応急対策職員派遣制度

第五章 派遣の終了 6 派遣終了に関する留意点

総括支援チーム及び対口支援団体による応援職員の派遣期間については、被災市区町村によって状況が様々であることから、一律にルール化することは困難であるが、受援側（被災都道府県及び被災市区町村）と応援側（総括支援チーム派遣団体及び対口支援団体）の双方における丁寧な話し合いにより合意形成を図る必要がある。早期に派遣終了の時期についての協議を開始することが望ましい。

なお、派遣終了に向けた段階的な業務移管の協議も行うことが望ましい。

なお、対口支援団体による応援職員の派遣期間については、以下の状況から、発災後、概ね1ヶ月を一つの目安とすることは考えられるところである。

- ・発災後、時間の経過とともに被災市区町村における応急対応業務の量は減少し、被災市区町村や県内の地方公共団体からの応援で対応できる可能性が高まること。
- ・罹災証明書は、発災から1ヶ月以内を目処に初回の調査を実施し、交付を行う必要があること。

ただし、被災状況によっては派遣期間が伸長することに留意が必要である。

【出典】応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル（第6版）より一部抜粋

✓ 災害支援ナース

4. 災害等発生時の対応 (3) 災害支援ナースの活動 ① 大規模自然災害発生時の対応

イ 活動時期と派遣期間

災害支援ナースの被災地での活動時期は、原則として、被災者の救助・救出に係る時期を脱した後、被災地の復旧・復興が始まる前までの看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期（発災後3日以降から1か月間程度）を目安とし、個々の災害支援ナースの派遣期間は、原則として、移動時間を含めた3泊4日とする。

【出典】「災害支援ナース活動要領について」（令和6年3月29日医政地発第0329第3号・医政看発0329第1号）別添「災害支援ナース活動要領」より一部抜粋

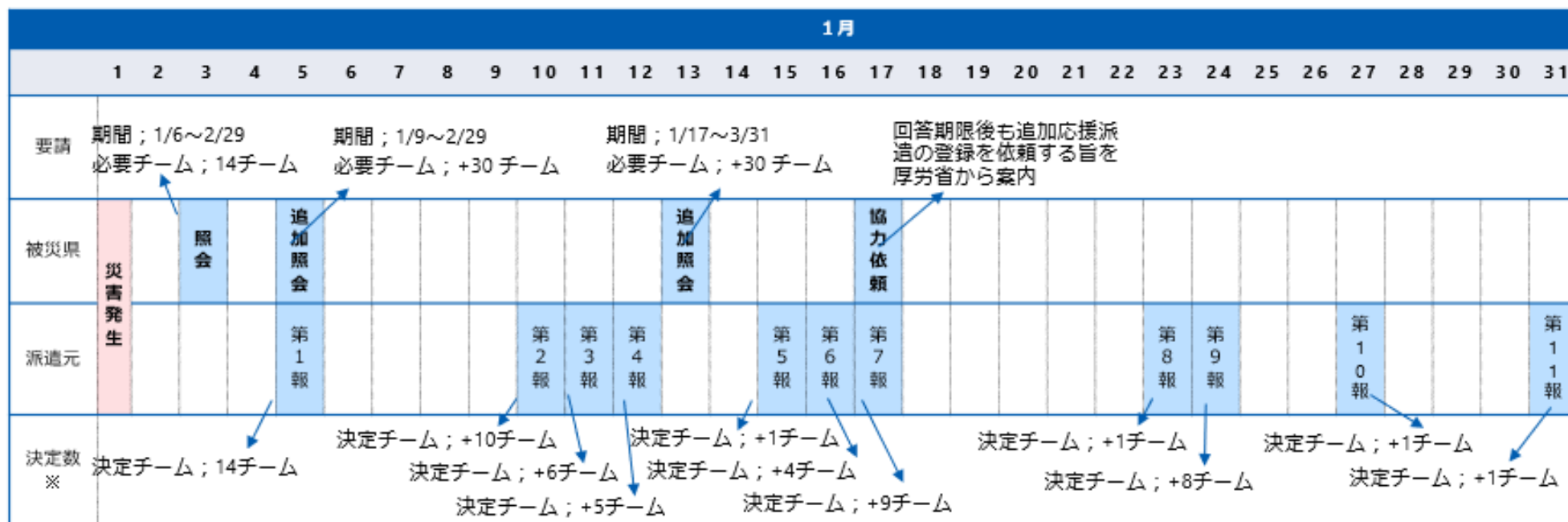
保健師等チームの計画的な派遣調整について

令和 6 年能登半島地震における広域派遣調整の状況（1月）

- 被災県以外の都道府県に対する照会における回答期限は、最短当日締め切りであった
- 照会后における決定通知は、複数日にわたった

【能登半島地震における保健師等チーム応援派遣調整の状況】

- ◎ 広域応援派遣に係る国からの照会（協力依頼含む）は計 7 回
- ◎ 都道府県への派遣決定通知は計15回。（要請期間；1月6日～5月30日）



※ 1 チームに複数の都道府県がリレーしている場合もある

※ 要請期間途中から現地入りするチームや途中での帰還するチームもある

保健師等チームの計画的な派遣調整について

令和 6 年能登半島地震における広域派遣調整の状況(2 月以降)

- 2 月以降は、派遣の約 2 週間前に都道府県へ照会、回答締め切りは 3 ～ 4 日後のサイクルが繰り返された

派遣可否照会	回答締切	決定連絡	要請期間	希望チーム数	派遣可能県
2/15 要請期間15日前	2/19 4日後	2/20	3/1～3/31 10日後	36	21
3/18 要請期間14日前	3/21 3日後	3/21	4/1～4/30 11日後	11	10
4/19 要請期間12日前	4/22 3日後	4/22	5/1～5/31 9日後	3	3

保健師等チームの計画的な派遣調整について

◆ 活動期間全体の派遣スケジュール（案）

被災地	派遣スケジュール											
	発災月			発災月の 1 か月後			発災月の 2 か月後			発災月の 3 か月後		
被災都道府県・市町村												
厚生労働省												
他都道府県・市町村												

応援派遣要請
翌月の

翌月の応援派遣決定

翌月の応援派遣調整

以降、同様に調整

◆ 活動要領（案）

第 1 第 1 章第 3 節 保健師等チームの活動の基本

- ・保健師等チームに係る派遣調整については、発災月の 1 か月以降原則 1 か月単位で行う。なお、被災都道府県は、応援派遣要請を保健師等チームの活動開始 2 週間前までに厚生労働省へ行うこととする。
- ・厚生労働省は、被災都道府県以外の都道府県と応援派遣調整を行い、原則活動開始 5 日前までに応援派遣内容を決定し通知する。なお、災害の規模等に応じ、1 か月単位の派遣調整の開始時期を変更することも可能とする。

- ・ 活動要領に新たに以下の事項を追加することについてご意見をいただきたい。

1	保健師等チームの活動の基本（第1 第1章第3節）
	① 保健師等チームの活動の終結について、活動の基本に記載してはどうか。 ② 保健師等チームの終結までの活動期間の目安をどう考えるか。 ③ 発災月の1か月以降は、1か月単位で応援派遣要請及び派遣調整をすることとしてはどうか。
2	保健師等チームの活動（第2 第1章第2節）
	① 保健師等チームの専門的な視点として、被災自治体と共に、変化する状況の分析・二次的健康被害の予測を行い、予防活動を計画・実施すること、計画・実施に当たっては、被災自治体の統括保健師や関係機関、他の保健医療福祉活動チームと連携・調整しながら行うこととしてはどうか。 ② 1つの市町村に対し同時に複数の保健師等チームが派遣された場合に、当該複数のチームの中でとりまとめ役（とりまとめチーム）を決めることとしてはどうか。

災害時の保健師等チーム広域応援派遣調整要領における役割

災害時の保健師等チーム広域応援派遣調整要領における保健師等チームの役割は以下のとおり。

保健師等チームの活動の基本

✓ 災害時の保健師等チーム広域応援派遣調整要領 令和 7 年 9 月 1 9 日（一部改正）

2. 応援派遣の枠組

（1）応援派遣による保健師等チームの活動の基本

ア 被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図ることを目的とし、被災都道府県の保健所長、被災市区町村の長等の指揮命令の下、DHEAT 及び他の保健医療福祉活動チーム等と連携し活動を行う。保健師等チームは、災害対応活動として、被災者の健康管理や避難所等の衛生対策等を行う。

（参考）災害時健康危機管理支援チーム活動要領 令和 8 年 4 月 1 日（一部改正）

2. DHEAT の活動の枠組み

（1）DHEAT の活動の基本

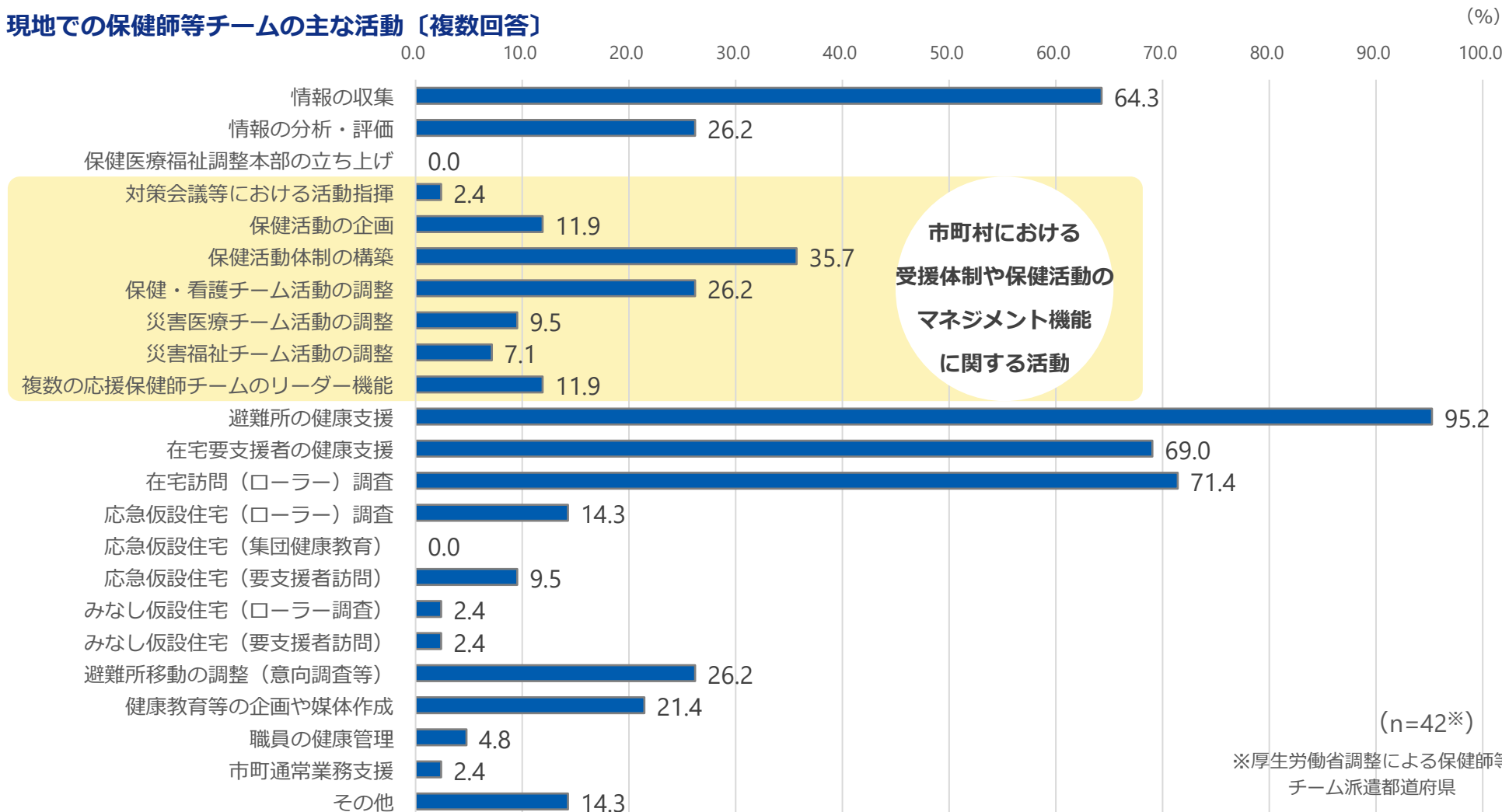
ア. DHEATの活動は、災害が発生した際に、被災都道府県以外の都道府県等の職員が被災都道府県に派遣され、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等を支援する。

イ. DHEATは、保健所の指揮のもと、所管する市町村に対する保健医療活動の指揮調整機能等を支援する。

<令和 6 年能登半島地震> 現地での保健師等チームの主な活動 (2) 保健師等チームの役割の再整理

- 現地での保健師等チームの活動は、避難所の健康支援、在宅訪問（ローラー）調査、在宅要支援者の健康支援が多かった。
- 市町村における受援体制や保健活動のマネジメント機能に関する活動も一部で実施された。

■ 現地での保健師等チームの主な活動〔複数回答〕



保健師等チームに係る災害救助法の適応について

保健師等チームの活動に係る費用支弁については、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第四条第六項に基づき、災害救助法の対象である。

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）（抄）

（費用の支弁区分）

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び除算
- 五 被災者の救出
- 六 福祉サービスの提供**
- 七 被災した住宅の応急修理
- 八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 九 学用品の給与
- 十 埋葬
- 十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

多職種連携による「福祉等相談対応」への救助法の支弁について



※ 支弁については、災害救助事務取扱要領(令和7年10月27日改定通知)の9福祉サービスの提供 にて位置づけたところ。

令和7年度健康危機における 保健活動会議	資料1
令和7年12月2日	

(6) 基準額

法による福祉サービスの提供のため支出できる費用は、原則として次による。

(中略)

ウ 都道府県知事等からの要請を受けて、避難所や在宅・車中泊避難者のもとへ派遣された保健師や看護師等による健康観察や健康相談についても福祉サービスの提供として整理して差し支えない。このとき、健康観察及び健康相談に要する日当、時間外勤務手当、旅費(宿泊費を含む。)等については、看護師等が民間病院等に所属する場合は賃金職員等雇上費で取り扱い、保健師等が公立病院等に所属する場合は救助事務費で取り扱うこと。

なお、保健師や看護師等が、病院等において健康観察や健康相談を実施する場合や訪問看護の一環で健康観察等を実施する場合は、病院等の機能が維持されていることから国庫負担の対象外となる。

健康危機発生時に自治体保健師に求められる能力（標準的なキャリアラダーより）

自治体保健師の標準的なキャリアラダー（専門的能力に係るキャリアラダー）には、健康危機発生時の対応について以下のとおり記載がある。

◆ 健康危機発生時の対応

自治体保健師に求められる能力

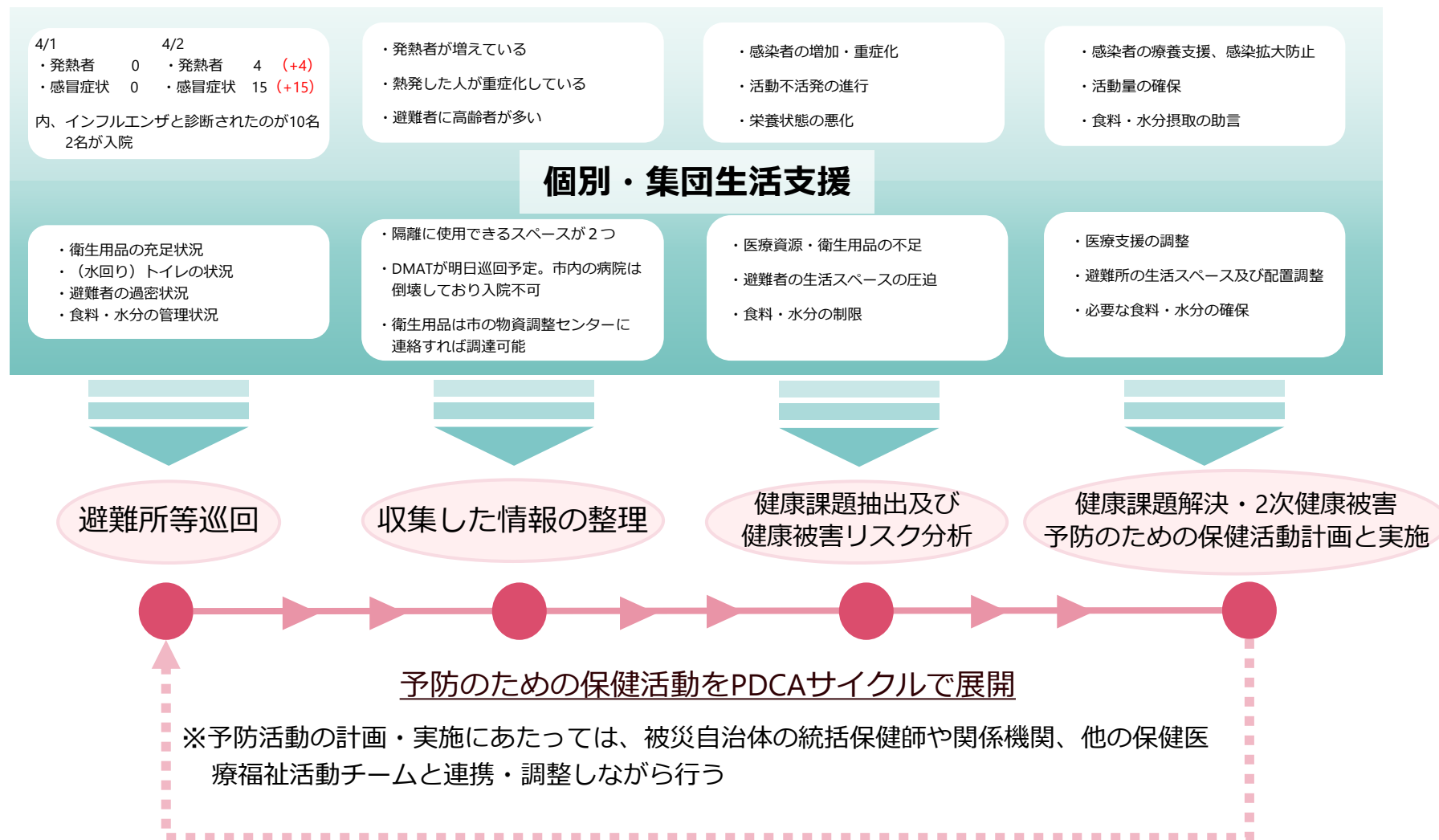
- ✓ 健康危機発生時に、組織内外の関係者と連携し、住民の健康被害を回避し、必要な対応を迅速に判断し実践する能力

キャリア レベル	A-1	- 健康危機発生後、必要な対応を指導者の指示のもと実施できる。 - 現状を把握し、情報を整理し、上司に報告する事ができる。
	A-2	発生要因を分析し、二次的健康被害を予測し予防するための活動を主体的に実施できる。
	A-3	- 必要な情報を整理し組織内外の関係者へ共有できる。 - 変化する状況を分析し、二次的健康被害を予測し、<u>予防活動を計画、実施</u>できる。
	A-4	- 健康被害を予測し、回避するための対応方法について、変化する状況を踏まえて、見直しができる。 - 組織内の関連部署と連携、調整できる。
	A-5	有事に起こる複雑な状況に、組織の代表者を補佐し、関係者と連携し対応できる。

【出典】保健師に係る研修会のあり方等に関する検討会 最終とりまとめ（平成28年3月31日）

保健師等チームの専門的な視点による実際の活動展開（例）

◆避難所における感染症対策



保健師等チームのマネジメントの一例

住民主体の活動支援

避難所で、日中、ベッドで寝ている人が多数
生活不活発病予防のためにも運動が必要

地域の老人センタースタッフと
避難所のキーパーソンに相談



「地域の集会所で立ち上げはじめた
いきいき百歳体操を、小学校の避難所でも
開催したい。」

避難所のキーパーソンと開催時間の調整
避難所の住民に参加の声かけ

体操動画の調達、住民主体で定例開催



医療と福祉チームとの連携

高齢者施設が全壊
要介護3以上の入所者10名とスタッフ3名で
集会所に避難、24時間交代なく介護

入所者1名がコロナに感染



日赤医療チームの診察に同行
施設の感染対策に関する助言

施設スタッフの不足と疲弊を本部に報告
DWATの要請依頼



保健師等チームの編成

◆ 保健師等チームの編成

班：応援派遣される保健師等チームの単位

チーム：班の全部又は一部の構成員が順次交代して継続して業務に当たる一連の単位

班の構成（例）

- ・ 県または保健所設置市・政令市等**単独班**
- ・ 県及び市町村**混合班** 等

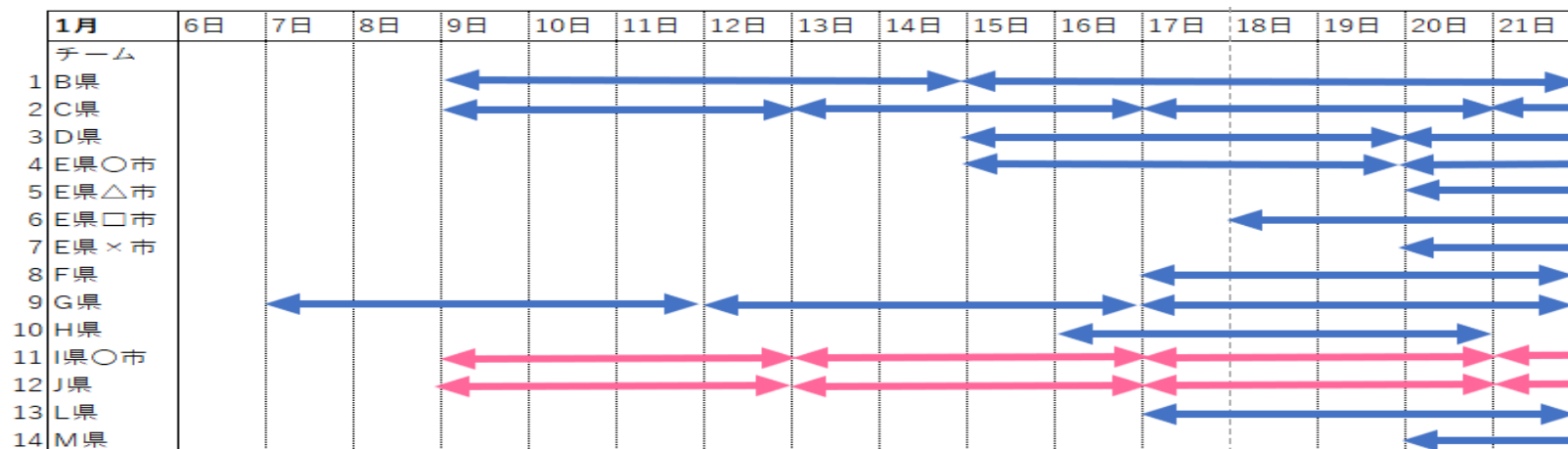
◆ 保健師等チームの派遣イメージ（例）

被災地	班 (派遣元)	派遣スケジュール		
		4月	5月	6月
○市	チーム 1	A県班① → A県班② → A県班③ → A県班④ → A県班⑤ → A県班⑥ → A県班⑦ → A県班⑧ → A県班⑨ → A県班⑩ →		
	チーム 2	A県班① → A県班② → A県班③ → F県班① → B県班① → B県班② → B県班③ → B県班④ → B県班⑤ → B県班⑥ →		
	チーム 3	E県班① → C県班① → C県班② → D県班① → D県班② → D県班③ → E県班② →		
	チーム 4	C県班② → G県班② → G県班③ → O県班① →		
△町	チーム 5	G県班① → I県班① → K県班① → M県班① → M県班② →		
	チーム 6	H県班① → J県班① → L県班① → N県班① →		

発災

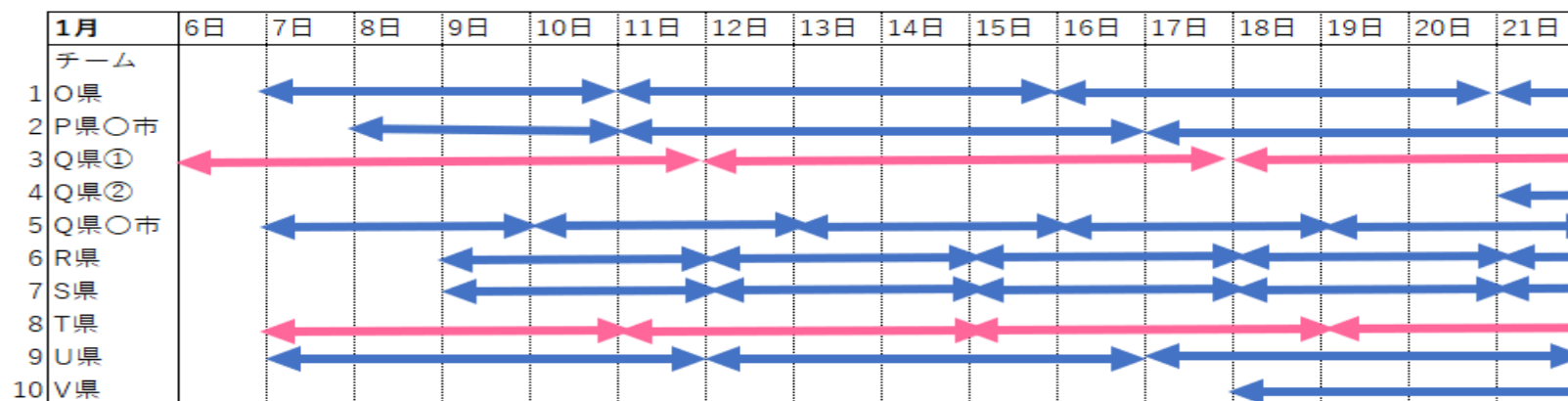
保健師等チームのとりまとめ（一例）

○輪島市応援派遣（1/6～21のみ抜粋）：活動していた14チーム中2チームが保健師等チームのとりまとめを実施していた



とりまとめ
チーム

○珠洲市応援派遣（1/6～21のみ抜粋）：活動していた10チーム中2チームが保健師等チームのとりまとめを実施していた



とりまとめ
チーム

とりまとめチームに関する活動要領（案）

発動する条件	複数の保健師等チームが同一被災市町村で活動する場合
決定方法	被災市町村と必要に応じて当該被災市町村を管轄する保健所と相談の上決定
決定の際に考慮する点	フェーズ 2 の初期から同一市町村に応援派遣かつ概ね 1 か月以上応援派遣を行う自治体が望ましい
主な役割	保健師等チームとして活動しながら、各保健師等チームのとりまとめ（各保健師等チームから報告を受ける、連絡事項の共有）を行い、被災市町村保健師とのパイプ役となる



◆ 活動要領（案）

第 1 第 1 章第 2 節 本要領における用語の定義

「とりまとめチーム」

【定義】 発災後、複数の保健師等チームが同一被災市町村で活動する場合、複数の保健師等チーム間の報告の集約・情報共有・調整を行い、被災市町村保健師との連絡調整の中核となるチーム。

第 2 第 1 章第 2 節 保健師等チームの活動 ア 共通事項

- ・保健師等チームは、実施した支援について被災市町村保健師へ報告を行う。なお、とりまとめチームが決定されている場合は、とりまとめチームが各保健師等チームから報告を受け、内容を整理した上で被災市町村保健師へ報告を行うこと。

第 2 第 2 章第 1 節 応援派遣要請 イ 応援派遣要請の決定

- ・被災市町村は、当該市町村内において複数の保健師等チームが活動する場合、必要に応じて管轄保健所と相談の上、保健師等チームの中からとりまとめチームを決定する。なお、とりまとめチームは担当地区、避難所数等活動の状況に応じ必要数を決め、とりまとめチームを担う自治体は同一市町村に概ね 1 か月以上応援派遣を行う自治体が望ましい。